

天草地区の地域健診を実施します！

- ▶対象＝天草地区在住の人（4月に行った希望調査に基づき問診票を送付しています）。
- ▶当日持参品＝問診票、個人負担金、健康保険証。
- ※健診の申し込みをしていない人で受診を希望する場合は、事前に天草支所・まちづくり推進課または天草西保健福祉センターへご連絡ください。
- ※発熱や鼻水、せき、のどの痛みなどがある人や体調不良の人は、当日の受診はご遠慮ください。

◆地域健診日程

期 日	対象地区	場 所
8月29日(金)	下田南 下田北 福連木	下田北地区コミュニティセンター (天草町民センター)
8月30日(土)	大 江	大江地区コミュニティセンター(大江漁村環境改善総合センター)
9月6日(土) 7日(日)	高 浜	天草勤労者体育館(高浜)

※受付時間はいずれも午前7時30分から同11時まで。

◆対象・個人負担金など

種 別	内 容	対 象	個人負担金	
			70歳以上の人や 国保加入者	69歳以下で 国保以外の人
生活習慣病予防健診	血液・尿・心電図などの検査	30～39歳の人	900円	
特定健康診査		40～74歳の国保加入者		
後期高齢者健康診査	血液・尿などの検査	後期高齢者医療の加入者	800円	
胸部検診	レントゲン検査	40歳以上の人	200円	600円
	喀痰検査(必要な人のみ)		300円	900円
大腸がん検診	便潜血検査2日法		200円	500円
胃がん検診	胃透視		500円	1,400円
腹部超音波検診	胆のう・すい臓・脾臓・肝臓・腎臓検査	30歳以上の人	300円	1,000円
乳がん検診	超音波検査	30～39歳、40歳以上(奇数年齢)の女性	300円	900円
	マンモグラフィ検査	40～49歳(偶数年齢)の女性	500円	1,400円
		50歳以上(偶数年齢)の女性	400円	1,100円
子宮頸がん検診	子宮頸部の視診・内診・細胞診	20歳以上の女性	400円	1,200円
骨粗しょう症検診	前腕のレントゲン検査または踵骨の超音波検査	20～70歳の女性※1、30～70歳の男性※2	200円	700円
前立腺がん検診	血液検査	50歳以上の男性	200円	500円

※国保とは天草市国民健康保険のことです。※生活保護世帯の人は無料です(証明書を持参してください)。

※1…20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性。

※2…30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の男性。

☎天草支所・まちづくり推進課/天草西保健福祉センター ☎3301

健康運動教室の参加者募集!

- ▶対象＝市内在住の人。
- ▶内容＝自宅などでできる筋力トレーニングやストレッチ、ウォーキング、スロージョギングの紹介。
- ▶実施期間＝9月から翌年3月まで。
- ▶参加料＝月額500円。
- ▶申込方法＝8月15日(金)までに、電話または直接、天草中央保健福祉センターへ申し込んでください(定員になりしだい締め切り)。
- ※後日、医師の運動可否判定を受けていただきます(料金は自己負担)。
- ▶説明会＝①8月18日(日)午後2時から同3時まで②8月19日(月)午後2時から同3時まで③8月20日(火)午前10時から同11時まで④8月19日(月)午後2時から同3時まで、各会場で行います。

会 場	実 施 日 時	募 集 人 員
①天草中央保健福祉センター(亀場町)	毎週月・木曜日 午前の部…9:30～11:30 午後の部…13:30～15:30	各10人 各5人
②牛深支所	毎週火・金曜日	各5人
③五和漁村センター	毎週月・木曜日 9:00～11:00	5人
④栖本福祉会館	毎週火・金曜日 14:00～16:00	5人

☎天草中央保健福祉センター ☎243737

「臨時福祉給付金」の申請書の確認をお願いします

添付書類の確認じゃ!



給付金イメージキャラクター▲
「カクニンジャ」

支給対象者世帯へ申請書を送付しています。記入例を同封していますので、申請書へ必要事項を記入し、必要書類を添えて同封の返信用封筒で送付、または本庁・各支所担当課へ提出してください。

また、送付するときは必ず次の4点をご確認ください。

- 1 印かんが押されているか(氏名の横へ、世帯の場合は全員に押印)
- 2 電話番号が記入されているか(現住所の下に記入)
- 3 本人確認書類のコピーが添付されているか(健康保険証や運転免許証などのコピー、世帯の場合は全員分のコピー)
- 4 預金通帳のコピーが添付されているか(通帳の表紙をめくり、氏名と口座番号が記載されているページのコピー)

※なお、申請期限は平成27年1月5日(日)までです。

「臨時福祉給付金」とは

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人の負担を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として支給する給付金です。

支給対象 平成26年1月1日現在で本市に住み票があり、平成26年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市・県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や、生活保護受給者などは対象外です。

支給額 1人につき1万円。対象者で下記に該当する人は、5千円を加算。
 ● 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者。
 ● 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者。

支給方法 申請書を審査し支給決定後、申請書に記載された指定口座に8月末から順次振り込む予定です。

注意事項

※平成26年1月2日以降に天草市に転入した人は、転入前の各市区町村へ申請してください。なお、申請期間などは、各市区町村により異なりますので、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。

※「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

☎本庁・健康福祉政策課「臨時福祉給付金」窓口(新館1階玄関横)